

川口市産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続等を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、産業廃棄物を使用した試験研究を行おうとする者（第3条第1項の承認を受けて試験研究を行う者を含む。以下「試験研究実施者」という。）が行うべき手続等に関し、必要な事項を定めることにより、試験研究の適正な実施を確保し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「試験研究」とは、産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物及び同条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。以下同じ。）の処理に関する学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る研究開発及び実証試験であって、試験研究の過程で行う産業廃棄物の処理が営利を目的としたものではないものをいう。

(試験研究計画の承認等)

第3条 試験研究実施者は、試験研究計画を作成し、試験研究を開始する60日前までに、様式第1号による計画書を市長に提出して、試験研究計画が適当である旨の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による計画書の提出があった場合において、試験研究計画が次の各号について適当であると認めるときは、その承認をするものとし、様式第2号による承認証を試験研究実施者に交付しなければならない。

一 試験研究計画の目的、内容及び実施期間

二 試験研究を実施する施設（当該施設のある敷地並びに敷地内にある建築物及び工作物等を含む。以下この条において同じ。）の内容及び維持管理に関する措置

三 試験研究により生じた廃棄物の管理及び適正な処理の確保に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、試験研究を適正に実施するために必要な事項

3 市長は、前項の規定による承認に、試験研究の適正な実施に必要な条件及び生活環境の保全上必要な条件を付すことができる。

4 市長は、第1項の試験研究計画が適当であると認めないときは、その理由を示し、当該試験研究計画の全部又は一部の変更を求めることができる。

5 市長は、第2項から第4項の規定にかかわらず、次の各号に適合していると認めるときでなければ、第2項の承認をしてはならない。

- 一 試験研究実施者が、試験研究を適正に行うに足りる技術的能力及び経理的基礎を有すること。
- 二 試験研究実施者が、法第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
- 三 試験研究の実施内容及び試験研究を実施する施設が法令の規定に違反しないこと。

(試験研究実施者の責務)

- 第4条 試験研究実施者は、試験研究に使用する産業廃棄物及び試験研究により生じた産業廃棄物の種類、数量及び性状を管理し、その保管、収集又は運搬、処分に当たっては法第12条及び法第12条の2の規定を踏まえ、処理基準を遵守しなければならない。
- 2 試験研究実施者は試験研究を行う施設（以下「試験研究施設」という。）の設置に当たっては法第15条の2第1項第1号の規定を踏まえ、施設の技術上の基準を遵守しなければならない。
 - 3 試験研究実施者は、法第15条の2の3に規定する産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準を踏まえ、試験研究施設を適正に管理しなければならない。
 - 4 試験研究実施者は、試験研究に係る責任の所在及び非常時における連絡体制を明確にし、火災等の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(試験研究施設の完成検査)

- 第5条 試験研究実施者は、試験研究施設が完成したときは、様式第3号による届出書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届出書を受理したときは、職員に試験研究施設の検査を行わせるものとする。
 - 3 市長は、前項の検査をしたときは、当該検査の結果を様式第4号の通知書により試験研究実施者に通知しなければならない。

(試験研究計画の変更等)

- 第6条 試験研究実施者は、第3条第2項の承認を受けた試験研究計画を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5号による変更計画書を市長に提出し、当該変更計画が適当である旨の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による計画書は、既に提出されている書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。
 - 3 第3条第2項から第5項までの規定は、試験研究計画の変更について準用する。

(開始報告)

第7条 試験研究実施者は、試験研究を開始した日から10日以内に、様式第6号による開始報告書を市長に提出しなければならない。

(経過報告)

第8条 試験研究実施者は、試験研究を開始した日から3月経過するごとに、様式第7号による経過報告書を市長に提出しなければならない。

(終了報告)

第9条 試験研究実施者は、試験研究が終了した日から10日以内に、様式第8号による終了報告書を市長に提出しなければならない。

(結果報告)

第10条 試験研究実施者は、試験研究が終了した日から90日以内に、様式第9号による結果報告書を試験研究の成果を証する書面を付して市長に提出しなければならない。

(報告の徴収等)

第11条 市長は、第7条から前条までの規定にかかわらず、試験研究実施者に対し、第3条第2項の承認を受けた試験研究計画(第6条の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認試験研究計画」という。)の実施状況について、必要な報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、職員にこの要領の施行に必要な限度において、試験研究施設に立ち入り、調査させることができる。

(試験研究施設の撤去)

第12条 試験研究実施者は、試験研究終了後、速やかに試験研究施設を撤去しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- 一 試験研究実施者が産業廃棄物処理業又は産業廃棄物処理施設の設置許可を得る見込みがある場合。ただし、当該許可を得るまで(法第15条の2第5項の検査を要する場合は、当該検査に適合していると認められるまで)当該施設を使用してはならない。
- 二 既存の施設を試験研究施設として活用した場合で、従前の使用用途に戻す等の合理的な理由がある場合

- 2 試験研究実施者は、試験研究施設を撤去した日から10日以内に、様式第10号による撤去報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の報告書の提出があった場合は、職員に実地において確認させるものとする。

(是正措置等)

第13条 市長は、試験研究が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、試験研究実施者に対し、期限を定めて是正措置を講ずるよう求めることができる。

- 一 承認試験研究計画及びこれに付した条件に従って試験研究が行われていない場合
- 二 試験研究により生じた廃棄物の不適正な処理が行われた場合
- 三 周囲の生活環境に支障を与え、又は与えるおそれがある場合

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第2項に係る承認（第6条の規定による変更の承認を含む。）を取り消し、試験研究を中断又は中止させることができる。

- 一 試験研究実施者が前項の規定による是正措置を履行しない場合
- 二 第3条第1項又は第6条第1項の規定による計画書その他この要領で定める報告書（以下「計画書等」という。）を提出せず、又は虚偽の計画書等を提出した場合
- 三 承認試験研究計画以外の目的で試験研究施設を使用した場合
- 四 試験研究実施者が法第14条第5項第2号イからへまでのいずれかに該当するに至った場合
- 五 前各号に掲げるもののほか、試験研究を継続することにより、周囲の生活環境保全上の支障を与え、又は与えるおそれがある場合

(適用除外)

第14条 国又は地方公共団体が行う試験研究については、この要領の規定の一部を適用しない。

附 則

この要領は、令和3年8月4日から施行する。